

第11号議案

府中市学校給食費の徴収に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月21日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

学校給食費の徴収に関する特例措置を継続するため、所要の改正を行うもの
あります。

府中市学校給食費の徴収に関する条例の一部を改正する条例

府中市学校給食費の徴収に関する条例(平成29年12月府中市条例第31号)の一部を次のように改正する。

付則第2項の見出し中「令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間に実施する学校給食に係る」を削り、同項本文中「令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間に実施する学校給食に係る学校給食費」を「当分の間、学校給食費」に改め、同項ただし書中「、この期間において」を削る。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

府中市学校給食費の徴収に関する条例新旧対照（抜粋）

（_____は、改正部分）

新	旧
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 省 略 （学校給食費の徴収に関する特例）</p> <p>2 第2条第1項の規定にかかわらず、市長は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者から、<u>当分の間、学校給食費を徴収しないものとする。</u>ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助で学校給食費に関するものの全部について支給を受けている世帯に属する児童又は生徒の保護者については、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 省 略 （<u>令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間に実施する学校給食に係る学校給食費の徴収に関する特例</u>）</p> <p>2 第2条第1項の規定にかかわらず、市長は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者から、<u>令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間に実施する学校給食に係る学校給食費を徴収しないものとする。</u>ただし、<u>この期間において</u>、生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助で学校給食費に関するものの全部について支給を受けている世帯に属する児童又は生徒の保護者については、この限りでない。</p>